

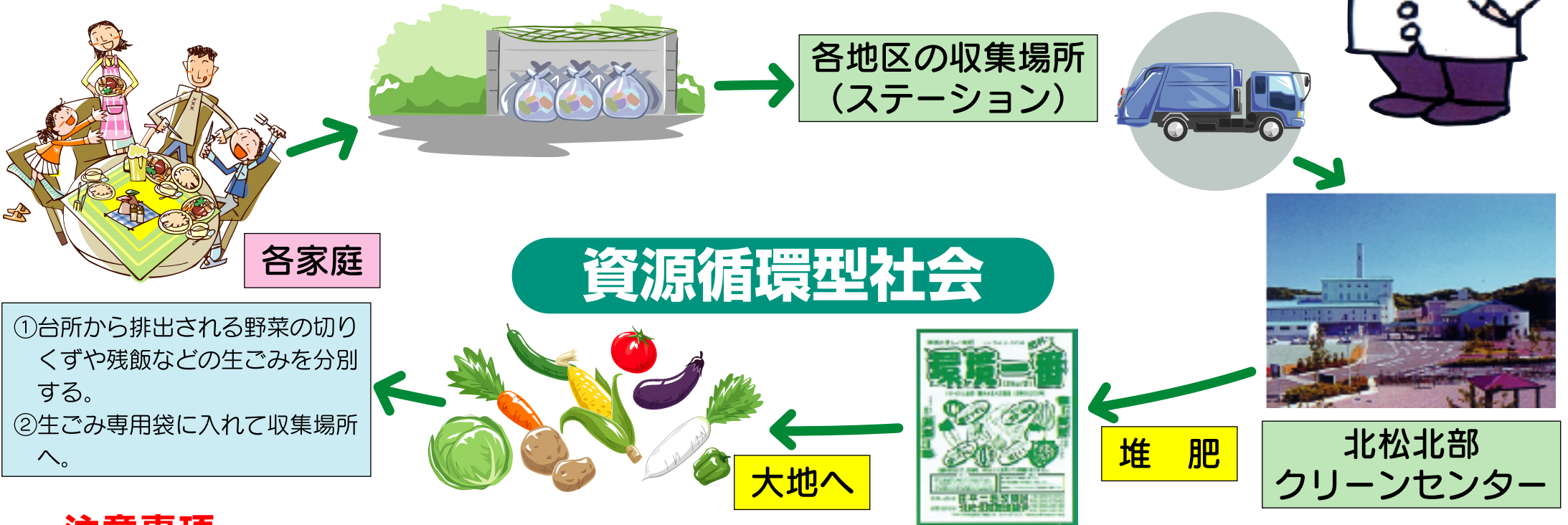
出しやすく
なりました

生ごみの分け方・出し方

(平成24年作成)

北松北部環境組合の汚泥再生処理センターでは、「生ごみ」を利用し堆肥を作る事業を行なっています。

これにより、更なるごみの減量化とリサイクルの推進が期待されます。



- 各家庭**
- ①台所から排出される野菜の切りくずや残飯などの生ごみを分別する。
 - ②生ごみ専用袋に入れて収集場所へ。

注意事項

- ①分別にあたっては、生ごみ以外(金属類・紙・アルミ・プラスチック類)が混入しないように選別してください。
- ②収集日の指定された時間までに、決められたステーションかバケツなどに入れてください。
- ③生ごみステーションの管理は、各地区で行なってください。
- ④生ごみとして出せないものは、今までどおり「もえるごみ」として出してください。
- ⑤大型のものは、袋に入る大きさに切って、出してください。



生ごみとして出せるもの	
野菜くず、果物くず全部(シールは取ってください)	
肉類(鳥の骨)・肉加工品	
魚類	
揚げ物、フライ	
ぬか床、酒粕	
麺類	
茶殻、コーヒー殻	
菓子類(包装紙、ビニール類は出せません)	
卵の殻(シールは取ってください)	
ご飯、パン、餅	

生ごみとして出せないもの (破砕機で破砕できないものや、堆肥になりにくいもの、有害なもの)	
牛や豚などの硬い骨(豚足、スペアリブなど)	
大型魚の頭の骨、かきの甲羅、イカの甲、貝殻	
食用油そのものは出せません	
汁物(みそ汁、スープなどは水切りをすれば具は出せます)	
割り箸、つまようじ、紙くず	
お茶、コーヒーなどのパック(中身は出せます)	
タバコの吸殻、ラップ、アルミホイル、水切りネット、乾燥剤、発砲スチロール	
王冠やスプーンなどの金属類	
新聞紙、紙くず、飲み薬や錠剤など	
ビニール類(水きり袋、レジ袋、ビニール紐、バラン、結束テープ)	
剪定くず	

【問合せ先】

平戸市	本 庁	市民生活部市民課生活環境班	0950-22-4111
	生月支所	市民協働課市民協働班	0950-53-2111
	田平支所	市民協働課市民協働班	0950-57-1111
松浦市	本 庁	市民生活課生活環境係	0956-72-1111
	福島支所	市民課住民係	0955-47-3111

北松北部クリーンセンター

TEL 0950-26-1300 FAX 0950-26-1301
ホームページアドレス <http://www.hkankyuu.jp/>

